

年 月分
(あんま・マッサージ用)

(R6.10)

●初療の日から6ヶ月を過ぎ、さらに施術を受けるときは、
●初回の申請の場合は、医師の同意書を添付すること。
●病院等で治療中の同一傷病の療養費支給申請はできません。
●暦月ごとに、この申請書を記入してください。

【医師の同意書（原本）】を添付する。

●振込先⑬は、被保険者の口座を記入してください。
●提出された申請書及び添付書類については、返却・写しの送付等は一切致しません。（書類不備の場合を除く）
●記載した内容を訂正する場合、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と訂正者の氏名（サイン）を記入すること。